附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（次項において「新省令」という。）第七条第六号、第十三条第六号、第二十一条第六号及び第三十三条第六号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用する。

２　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項、第百三十六条第一項、第百四十一条及び第百四十五条第一項の規定による報告の様式については、新省令様式第四、様式第八、様式第十三、様式第二十、様式第二十一及び様式第二十五にかかわらず、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用し、当該期限が令和五年六月三十日である報告については、なお従前の例による。

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
抜粋

第149条　エネルギー消費機器等のうち、自動車（エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定エネルギー消費機器」という。）及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第166条10項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第166条　3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第８条第１項、第９条第１項、第10条第１項及び第３項、第11条第１項、第12条第１項、第13条第１項及び第３項、第14条第１項、第19条第１項及び第４項、第20条第１項、第21条第１項、第22条第１項及び第３項、第23条第１項、第24条第１項、第25条第１項及び第３項、第26条第１項、第32条第１項、第33条第１項、第34条第１項及び第３項、第35条第１項、第36条第１項、第37条第１項及び第３項、第38条第１項、第43条第１項及び第３項、第44条第１項、第45条第１項、第46条第１項及び第３項、第47条第１項並びに第54条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第50条第１項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

6　国土交通大臣は、第105条第１項及び第４項、第129条第１項及び第４項並びに第143条第１項及び第５項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者若しくは航空輸送事業者（以下この項において単に「輸送事業者」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7　国土交通大臣は、第４章（第105条第１項及び第４項、第１節第２款、第129条第１項及び第４項、第142条並びに第143条第１項及び第５項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、第138条１項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）若しくは特定航空輸送事業者（以下この項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第113条第１項及び第４項並びに第125条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第121条第１項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　経済産業大臣は、第６章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

12　第１項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第171条　第３章第１節（第５条第１項を除く。）及び第４節並びに第166条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

3　第４章第１節第２款及び第166条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

5　この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第175条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第16条第１項（第52条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第28条第１項（第52条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第１項（第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第53条、第107条第１項（第140条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第１項（第123条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第119条第１項（第123条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第124条、第131条第１項（第140条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第136条第１項（第140条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第141条、第145条第１項若しくは第166条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とすること。